



移動用発電設備の用途に応じた 法令上の規制・基準について（その3）

これまで2回に分けて、移動用発電設備に対する電気事業法上の規制・基準を紹介しました。9月号では、移動用発電設備を定置し、常用電源あるいは停電対策用の電源として使用する場合の大気汚染防止法及び火災予防条例における規制、基準について紹介します。

生徒

移動用発電設備は貨物自動車等で移設し、仮設電源として様々な現場で比較的短期間使用されます。このような使い方をされる移動用発電設備を、特定の場所で長期間使用する場合、「移動用発電設備として見なされるか」、法令上の判断基準はあるのですか？

先生

移動用発電設備の使用期間については法令上規定されていませんが、「電気事業法令（火力関係）必携質疑応答集 平成14年6月（経済産業省 資源エネルギー庁 原子力安全保安院 電力安全課監修、社団法人火力原子力発電技術協会）」において、移動用発電設備の使用に関し、「ばい煙発生施設」として工事計画の届出が必要となるケースが次のとおり示されています。

2.1.22 移動用発電機の工事計画手続

（質問）

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり、50L以上の移動用発電機を短期間設置して使用する場合、工事計画の手続は必要か。

（回答）

同一場所に「3か月以上」定置するものは、「ばい煙発生施設」として取り扱われ、工事計画届出の対象となる。ただし、「3か月以上」はあくまでも目安であり、定置場所の各自治体の大気汚染防止法上の運用によりクリアランスはある。

（解説）

大気汚染物質を発生する施設には、汚染物質の発生位置が移動しないもの（固定発生源）と自動車等により汚染物質の発生位置が移動するもの（移動発生源）があります。大気汚染防止法では、「ばい煙発生施設」を固定発生源に係るもの（定置式発電設備）に限定していることから、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50L以上の発電設備であっても移動用のは、移動発生源として扱われるため、「ばい煙発生施設」の対象には含まれません。

しかしながら、移動用発電設備でも同一場所に3か月以上定置して使用するものは固定発生源となり、「ばい煙発生施設」として取り扱われるため、ばい煙の排出基準（※）の適用とともに、「ばい煙発生施設」に関する工事計画の届出が必要になります。ただし、「3か月以上」はあくまでも目安で、定置場所の各自治体の大気汚染防止法上の運用により決まる場合があります。

※停電対策用の電源として使用する発電設備は、非常用施設として取り扱われるため、ばい煙の排出基準の適用が猶予されている。

生徒

移動用発電設備を同一場所に3か月以上定置して使用する場合、「ばい煙発生施設」の手続以外に、新たに課せられる規制はありますか？

先生

移動用発電設備が定置式発電設備として取り扱われると、設備の位置、構造及び管理について、市町村が定めた火災予防条例の規制を受けることになります。

市町村の火災予防条例については、国が示した「火災予防条例（例）」をモデルに制定されており、国の条例（例）第12条（内燃機関を原動力とする発電設備）において、発電設備の位置及び構造に関する基準が定められています。発電設備を定置して使用する場合、この基準への適合義務が課せられるとともに、同第44条（火を使用する設備等の設置の届出）により、設置者に対して消防機関への届出も義務づけられています。

生徒

移動用発電設備を定置して使用する場合、条例（例）第12条の発電設備の位置及び構造に関する基準への適合性において、特に留意すべき事項がありますか？

先生

条例（例）第12条では、発電設備を発電機及び原動機並びに附属装置が一つの筐体に収められたキュービクル式のものとして分類し、それぞれ位置及び構造に関する基準を定めています。キュービクル式発電設備は、消防庁告示第1号「自家発電設備の基準」に示された要件（※）に適合したものをいいます。移動用発電設備もその外観からは発電機及び原動機等が一つの筐体に収められたものになっていますが、これだけではキュービクル式としての要件を満足しているとは言えません。

以上のことから、移動用発電設備を定置して使用する場合、火災予防条例上はキュービクル式以外の発電設備として扱われ、位置及び構造に関する当該基準が適用されます。条例（例）第12条の規制内容について、2014年11月号P13～P15自家発電質問箱7で採り上げましたので参照ください。

※ 「自家発電設備の基準」に示されたキュービクル式自家発電設備の要件（概要）

- 1 発電装置、制御装置及び保安装置等を外箱に収納したもの。
- 2 外箱の内部が著しく高温にならないよう換気装置を設けること。
- 3 外箱の構造は次によること。
 - ・ 材料は鋼板とし、板厚は屋外用2.3mm以上、屋内用1.6mm以上であること。
 - ・ 開口部に防火戸が設けられ、床に容易・堅固に固定でき、消音器及び排気筒が取り付けられるものであること。
- 4 内部の構造は、次による。
 - ・ 原動機、発電機及び制御装置等の機器は、外箱底面から10cm以上の位置に収納されているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられたものであること。
 - ・ 機器及び配線類は、原動機の熱の影響を受けないよう断熱処理され、かつ堅固に固定されていること。
 - ・ 原動機及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものであること。
 - ・ 騒音に対して、遮音措置を講じたものであること。